

三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 付 則 1～3 省略 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第45項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 6～17 省略 18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 以下省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 付 則 1～3 省略 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 6～17 省略 18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 以下省略</p>